平成２１年（フ）第６２９６号
大阪府東大阪市御厨南２丁目１番38号502号、前住所大阪府東大阪市西堤本通東３丁目５番11号
破産者　中山　隆義
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０４号
大阪府箕面市稲５丁目７番44号
破産者　岡平　裕美
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５５５号
大阪市住吉区苅田６丁目18番８―804号
破産者　山本　勝志
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７６０号
大阪府吹田市南吹田５丁目11番18―305号、開始決定時の住所徳島県鳴門市大麻町三俣字前野78号　中原方
破産者　永田　健司
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８３２号
大阪府東大阪市出雲井町１番17―101号
破産者　ファンファンこと　戸田　昌彦
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８３９号
大阪市東住吉区東田辺３丁目13番15号
破産者　惣水　雄樹
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８７６号
大阪市西淀川区御幣島２丁目４番20―402号
破産者　濱崎　全晧
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４１号
大阪市天王寺区南河堀町９番48―1305号
破産者　堀川　智久
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４２号
大阪府東大阪市森河内東２－５―10森河内文化中棟、開始決定時の住所大阪府東大阪市中野１丁目11番18号
破産者　崎田　成吾
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４９号
大阪市天王寺区玉造元町２番35号　玉造末広ビル501号
破産者　大宝湯こと　山﨑　賢司
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５５号
大阪市北区樋之口町１番４―1006号
破産者　ＫＯＪＩＭＡ　ＤＩＡＮＡＬＹＮ　ＯＭＡＧＡＰ（小島ダイアナリン）
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１０１号
大阪府池田市井口堂１丁目３番22号
破産者　山内　昭子
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４７号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目12番11号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西堤１丁目９番19号
破産者　山口順明こと　姜　　順明
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５６号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目16番16号
破産者　森田　末廣
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８８号
大阪府守口市北斗町６番18号
破産者　園　　明
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４９５号
東京都港区芝２―18―１パークウェル芝公園603、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田６丁目３番３号
破産者　福本　和生
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０６０号
大阪府羽曳野市軽里２丁目86番地の３　羽曳野ロイヤルハイツ403号
破産者　桶本　昌代（旧姓矢奥）
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６３号
堺市堺区大浜南町２－２―16　チェリーヒルズ203号室、住民票上の住所大阪府泉南市馬場２丁目26番17号
破産者　カーショップティーズこと　水野　彰大
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９８号
堺市西区浜寺元町１丁62番地１
破産者　村田　督雄
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係